



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 3 日 (火)
号外第 103 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (26) (給与課) 2
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (27) (〃) 7
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (28) (〃) 9

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、 <u>産 業振興戦略総室</u> 及び農業大 学学校の次長 を除く。） 副出納長 局長 県民室の室長 （人事委員会 が承認したも のに限る。） 自治研修所の 所長（人事委 員会が承認し たものに限る。 ） 文化観光局の 副局長 衛生環境研究 所の所長（人事委				防災監 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター及び 農業大 学学校の次長 を除く。） 副出納長 局長 県民室の室長 （人事委員会 が承認したも のに限る。） 自治研修所の 所長（人事委 員会が承認し たものに限る。 ） 文化観光局の 副局長（ <u>人事委員 会が承認したも のに限る。</u> ） 衛生環境研究 所の所長（人事委	

	<p>員会が承認した ものに限る。) 消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限 る。) 市場開拓局の局 長 農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監</p>				<p>員会が承認した ものに限る。) 消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限 る。) 市場開拓局の局 長 農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監</p>	
	<p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。) <u>防災局の副局長</u> 消防防災航空室 の室長 公益法人・団体 指導室の室長 政策法務室の室 長 県民室の室長 自治研修所の所 長及び次長 福利厚生室の室 長 <u>次世代改革室の 室長</u> 地域資源振興室</p>	<p>3種</p>			<p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。) 消防防災航空室 の室長 公益法人・団体 指導室の室長 政策法務室の室 長 県民室の室長 自治研修所の所 長及び次長 福利厚生室の室 長 <u>文化観光局の副 局長</u> <u>とっとりイメー ジ創出室の室長</u> 地域資源振興室</p>	<p>3種</p>

	<p>の室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長 <u>産業振興戦略総 室の室長及び次 長</u> 市場開拓室の室 長 地産地消推進室 の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合技術研 究院の院長 和牛全共室の室 長 会計管理室の室 長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員</p>				<p>の室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長 市場開拓室の室 長 地産地消推進室 の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合技術研 究院の院長 和牛全共室の室 長 会計管理室の室 長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員</p>	
	<p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに情報シス テム管理室、県 史編さん室及び 衛生環境研究所 の室長を除 く。） 民工芸振興官 <u>産業振興戦略総 室産業立地政策 チームのチーム 長</u> <u>産業振興戦略総 室企業誘致推進 チームのチーム 長</u> <u>産業振興戦略総</u></p>	<p>4種</p>			<p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに情報シス テム管理室、県 史編さん室及び 衛生環境研究所 の室長を除 く。） 民工芸振興官</p>	<p>4種</p>

		<p>室新事業開拓チ ームのチーム長 産業振興戦略総 室雇用・人材確 保チームのチー ム長(人事委員 会が承認したも のに限る。)</p>	
		略	
地方 機関	総合事務所	略	
		<p>局長(東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除 く。) 副局長 課長(保健衛生 課の課長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。) 農業改良普及所 の所長 鳥取環状道路建 設推進室の室長 山陰道推進室の 室長 大規模基盤整備 室の室長 大山中海観光室 の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長</p>	3種
		略	
	略		
略			
地方 機関	総合事務所	略	
		<p>局長(東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除 く。) 副局長 課長(保健衛生 課の課長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。) 農業改良普及所 の所長 鳥取環状道路建 設推進室の室長 山陰道推進室の 室長 大規模基盤整備 室の室長 大山中海観光室 の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備推 進室の室長</p>	3種
		略	
	略		
略			

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第27号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関		職員	機関		職員
略			略		
知事事務部局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。）副局長 校長 民工芸振興官 <u>チー</u> <u>ム</u> 長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。）財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課給与管理室室員（室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行	知事事務部局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。）副局長 校長 民工芸振興官 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。）財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課給与管理室室員（室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行

	う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)		る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)
	略		略
	略		略
備考	略	備考	略

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。